

令和5年度青森県UIJターン還流促進交通費助成要領

施行日：令和5年4月1日

1 趣旨

UIJターン就職を促進し、県内企業の人財確保を図るため、県内就職希望者が就職活動等やインターンシップ参加のために、県外の住所地と県内の目的地の間を移動する交通費について、令和5年度予算の範囲内において助成することとし、その助成について必要な事項をこの要領に定めます。

2 定義

この要領における用語の定義は、以下のとおりです。

(1) 県内就職希望者

青森県外の大学（大学に置く大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校及び専修学校等の学生であって、県外に在住する者、又は県内企業に就職を希望する県外の学生以外であって、県外に在住する者。

(2) 県内企業

県内に就業場所となる事業所を開設している企業（県外に本社を置く企業を含む）。

(3) 事業所等

本社、支社、営業所、工場など、事業活動が行われている場所。

(4) 就職活動等

県内企業が県内就職希望者を採用するために実施する、企業説明会（複数企業が参加する合同企業説明会を含む）、適性試験、筆記試験及び面接、並びに県内企業が実施するインターンシップに参加すること。

(5) インターンシップ

県内就職希望者が県内企業の事業所等において行う就業体験。

※（1）～（3）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に関与していない者、企業、並びに事業所等であることとします。

3 助成対象者

この要領の助成対象者は、あおもりUIJターン就職支援センターに登録している、または、登録することに同意する県内就職希望者とします。

4 助成対象経費及び助成金の額

助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額は下表のとおりです。

助成対象経費	助成金の額
令和5年度において、以下のいずれかに該当する活動のために県外の住所地と県内の目的地の間を移動する際に要した交通費及び宿泊費。 ①県内企業が県内で開催する就職に係る企業説明会に参加した場合 ②県内企業が県内で実施する採用試験又は面接を受けた場合 ③県内企業が県内で実施するインターンシップに参加した場合	【交通費】助成対象経費の2分の1に相当する額又は17,000円のいずれか低い額 【宿泊費】助成対象経費の2分の1に相当する額又は5,000円のいずれか低い額（なお、宿泊費については、県内に実家がない者のみ対象） ※交通費と宿泊費が一体となったパック型旅行商品の場合、宿泊費は定額3,000円を支給する。交通費は総額から宿泊費相当（6,000円）を除いた額を助成対象経費とする。

※助成対象経費に係る留意事項

- (1) 交通費は、公共交通機関（原則として、タクシーを除く）を利用した場合に限るものとします。なお、県外の住所地と県内の目的地の往復にかかる交通費を助成対象としますが、往路のみ、復路のみの申請も可能とします。
- (2) 助成対象経費について、企業及び他の地方公共団体等から助成を受ける場合は、その助成額と本助成金の合計額が対象経費を超えないものとします。
- (3) 公務員試験（国、県、市町村）を受験した場合（説明会への参加を含む）及び行政機関が実施するインターンシップに参加した場合は対象外とします。

5 申請書等及び申請方法

県内企業が申請する場合は、助成申請書（第1号様式）及び交通費等受領書（第2号様式）、助成対象者本人が申請する場合は、助成申請書（第3号様式）に、交通費（及び宿泊費）に係る領収書等証拠書類の原本又はコピーを添付し、青森県U I Jターン還流促進交通費助成事業事務局へ申請してください。なお、申請書の提出部数は1通とします。

6 申請に当たっての留意点

- (1) 助成対象者1人につき、年度内1回までの申請とします。なお、就職に係る企業説明会、採用試験・面接で**同一企業**を複数回訪問した場合は、まとめて1回の申請としてください。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (3) 提出書類の様式は、必要に応じて適宜枚数を増やして作成してください。
- (4) 審査に際して、必要に応じて、別途書類の追加等を依頼する場合があります。
- (5) 助成を受けるためには、不足書類の追加提出や不備の修正・確認を年度内に終了する必要があります。

7 助成決定通知

申請者には文書で通知します。

8 申請期限

令和6年3月15日（金）17時着

※予算額に達した場合は、申請期限前に受付終了となります。

※メール・郵送共に、申請期限日時までに事務局への到着が確認できなかった申請は、対象外となります。

9 助成金の返還

助成決定を受けた県内企業及び助成対象者、又は助成を受けた県内企業及び助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定を取り消し、又は既に助成した額の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。

- (1) 助成要領の規定に違反したとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により、助成決定を受けたとき。

10 申請先

「青森県U I Jターン還流促進交通費助成事業事務局」申請専用メールアドレス：

apply@aomori-job.jp

住所：〒036-8035 弘前市百石町38-1（NPO法人あおもりIT活用サポートセンター内）電話：050-3591-0252